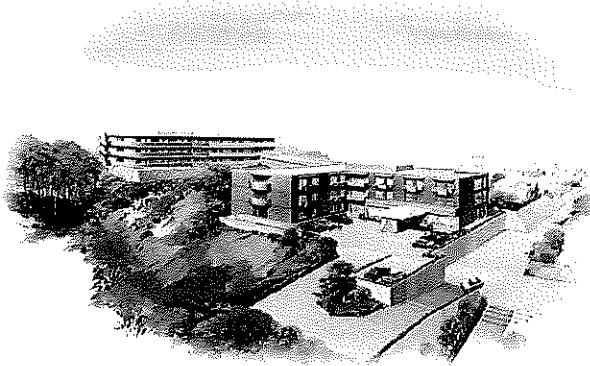


令和5年度

事業計画書

自 令和5年4月01日
至 令和6年3月31日

社会福祉法人 孝徳会



令和5年度 事業計画

＜基本理念＞

ご利用者の個人の尊厳と人権を最大限尊重し、心豊かな愉しい生活を送ることができるように、あたたかく潤いのある良好な生活環境創りを理念とした施設運営に努めます。

1. 訪問看護事業（介護予防訪問看護事業）について

公益事業として介護保険法に基づき運営する、横浜市指定訪問看護事業（予防訪問看護事業）は、障害や病気を持ち要介護状態になった場合においても、そのご利用者が可能な限り住み慣れた自宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう看護師を中心とし、その療養生活を支援していきます。また、理学療法士や作業療法士などによる訪問リハビリも併せて提供していきます。地域医療機関や他事業所との連携を図りながら、ご利用者的心身の機能を維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すことを基本方針とし運営に努めていきます。

2. 地域交流と貢献について

本会の事業計画の一環として、地域社会に向けて本会が持っている専門機能を地域住民に提供することにより地域ニーズに応え、ご利用者と地域住民の生活の質の向上を図ることが必要であると考え、地域福祉を高め地域ケア体制と地域貢献の構築する認識を持ち各種事業を推進していきます。

地域における公益的な取り組みとして実施している生活困窮へのフードドライブ及びフードパントリーへ今年度も参加し地域貢献に努めています。

また、地域交流として会議室の貸し出しやボランティアさんの受け入れなどの再開をすすめています。

3. 災害対策について

介護サービス事業の新たな責務として、大地震等の自然災害・感染症の蔓延・テロ等の事件・大事故など不測の事態が発生した時も重要な事業を中断させない、中断したとしても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した業務継続計画（BCP）を整備していきます。合わせて、避難確保計画（平成31年1月15日作成）に基づき、実施訓練を行うことで、発災時における被害を最小限にとどめること、そして、このことを全職員に共通認識を持たせることに力点を置くこととします。また、全員参加型ではなく、この実施訓練を補完する意味において、当施設が福祉避難場所に指定されていることもあり、福祉避難場所を的確に運用できるよう開設・運営マニュアルに沿った訓練を適宜実施していくこととします。

4. 感染予防と感染対策について

ご利用者が高齢であり基礎疾患を抱えている方も多いため罹患した場合には重篤化するリスクが高いこともあり、引き続きの基本的な感染予防対策と感染時の拡大防止対策を厚生労働省、県、市等より発令されている「社会福祉施設等における感染拡大防止マニュアル」「介護職員のための感染対策マニュアル」などを参考に発生時に備えていけるようにマニュアル等の周知と職員一人ひとりが、感染を持ち込まないという認識をもち、手洗い、うがい、消毒などの基本的な感染予防対策を実施していきます。

5. 職員の資質・専門性の向上について

ご利用者の生活と人権を擁護し、常に誠意をもあって質の高いサービスが提供できるように知識の習得・技術の向上に努め、施設内研修や外部研修などに積極的に参加していきます。

6. 権利擁護と法令遵守について

職員は、ご利用者の権利擁護・個人情報保護・プライバシー保護・自己決定権を職員は常にご利用者の人格を尊重し、ご利用者が主体的な生活を営むことを適切に支援できるように専門性と倫理性を高め良質かつ適切な個別支援に努めていきます。

7. 運営について

運営に関しましては、特別養護老人ホームの申込者数の減少・重度化による入所期間が短くなっていること、感染症などにより減少される利用率などの踏まえ経営を安定させるためには、まずは感染予防対策の徹底と蔓延防止、他事業所等への早めの情報提供、入所申込の案内、医療依存度の高い方の受け入れ態勢などを整えていく必要があると考えています。

<介護老人福祉施設の運営について>

本会の介護老人福祉施設（介護保険事業者番号 1473500724）においては、特別養護老人ホーム 陽のある丘 MISONO と称し、ユニットケア（個室 10 部屋が 1 ユニット）の特色を活かし、より高度な個別ケアに努めます。そして、利用者やその家族との日々の係わりの中での要望事項や健康上の相談、介護上の相談等の個別相談に適切に対応し、各種サービスの向上を図ります。

そして、確実に介護度の重度化、医療依存度の高い方の申込割合が増えている状況の中で、介護職員のスキルアップを図ることにより対応することとします。介護課、相談課・介護支援課、看護課・管理栄養課等のセクションごとにサービスの向上の目標を設定し感染防止対策を徹底したうえで事故の起らない業態を策定することにしました。

< 各 課 >

(1) 生活相談課

社会的に高齢化が進む中、当施設の申込者数の減少は変わらずまた重度化に伴い入所期間が短くなっています。稼働率を上げるためにも医療依存度の高い方などでも受け入れられる体制づくりと地域の医療機関、介護老人保健施設、介護支援事業所等の連携を図っていくことに努めています。感染症や災害への対応力強化・自立支援・重度化防止の取組の推進などの改定が行われ、当施設としても介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進として LIFE を活用し、各部署との連携を図っていくことによりケアの質の向上を図っていきます。

また、5月には感染症の分類が下がるとされているため、基本的な感染対策を実施していく中でご利用者の生活の質の向上を図ることを目的とし、面会の

あり方や施設内、外のレクリエーションの再開に努めています。

ご利用者、ご家族に安心と安全な生活を支援していくよう、不安なことなど相談をしやすい信頼関係を築き、相談時には迅速かつ的確に対応をしていきます。各部署と連携を図かりチームケアの一丸として、利用者様の相談援助に努めています。

（2）介護支援課

利用者様の精神的・身体的状況やそのご家族の環境等に配慮した上で、ご本人及びご家族の要望や必要としているケアに基づいたケアプランを作成と状態に合わせた介護度の見直しを行い、その人らしい生活が維持できるよう支援をおこなっています。ケアプランカンファレンス（担当者会議）は、ご利用者の生活状況や意向変更などに合わせ、アセスメント・モニタリングを実施し、隨時検討の機会を設け、ご本人・ご家族に参加いただき、介護課・看護課・栄養課・相談課など各部署と連携を図りケアプランの変更と支援を行っていきます。また、ご利用者及びご家族からの生活全般における不安や悩み等の相談を受け、これに迅速かつ的確に対応をし、各部署との連携を図り、より良い信頼関係を築いていきます。また、リスクマネジメント委員会・身体拘束廃止委員会及び虐待防止委員会なども中心となって適宜実施していきます。

（3）介護課

「ふれあう心・ふれあう手・笑顔で支える優しい介護」の基本にご利用者の安全と安楽な生活援助を忘れず、尊厳をもって安心できる環境づくりや声かけ、お一人ひとりにあった介護援助方法など各部署への相談、職員同士での意見交換の会議などをもち援助していきます。また、服薬事故、転倒事故など重大事故防止に努め、日ごろからのヒアリハット報告書などを活用し事故防止に努めています。また、事故が起きてしまった時等には、事故検証などを各部署合同で行い、その内容の情報共有、マニュアル等の改訂を行い再発防止に努めています。

また、「働きやすい職場」を具体化していき、職員のストレスへのケアとして定期的な声かけや必要に応じた面接などを行っていきます。また、施設内研修では参加しやすい日中に実施し出られなかった職員への情報の共有を行うことで質の向上に努めます。

(4) 看護課

ご入居者やショートステイご利用者の情報を正確に把握し、健康で安定を保つ生活ができるよう支援します。膀胱留置カテーテル、胃瘻、喀痰吸引、ストマ、在宅酸素、褥瘡処置等医療処置や管理が必要な入居者が増えている中、それに加え高齢者施設に於いては重症化につながるコロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス感染症対策は不可欠です。行政の動きや情報に注視し、施設内感染防止対策の徹底、嘱託医や他部署との連携を図り、より充実した医療・看護サービスが提供出来るよう努めます。

日常の業務内容

1 薬の管理と医療処置

誤薬投与事故がないように正確な配薬と説明を徹底します。

2 ご利用者の体調変動の早期発見と早期対応

緊急性の判断と迅速な救急対応、生活相談員との連携をとりながら家族対応、夜間の救急受診がないよう、日中の早期受診体制を整えます。また、嘱託医との連絡、調整、指示を受けていきます

3 感染予防と蔓延防止

新型コロナウイルス感染症の予防対策をはじめ、インフルエンザ、ノロウイルスなど、全職員に予防策の徹底指導をします。また、発生時には、感染拡大防止に最善をつくして対策します。その他、感冒、誤嚥性肺炎、尿路感染、皮膚感染等も同様に対応します。

4 介護指導

清潔、不潔に関する事、早期発見につながる観察ポイントなど看護業務遂行上、必要な事故について、適時意図的に助言指導を行います。

喀痰吸引、経管栄養注入の技術及び関連するケアについて、嘱託医と連携をとり指導に努めます。

5 看取りの援助

看取り介護を希望される方には、自然で穏やかな最後が迎えられるよう他部

署と連携をとりながら協力します。

6 健康診断の実施

例年通りご入居者と職員の健康診断を実施し、健康管理に努めます。

(5) 管理栄養課

入居者にとって毎回の食事が、快適な生活を送るための基本的、かつ重要な位置づけにあるとの認識のもと、美味しく・楽しく・安全に食べることが出来るように支援します。

第一に、厨房内はもとより調理器具や食材の衛生管理、従事する者の健康管理と衛生教育を徹底し、食中毒等の感染症を防ぎ安全な食事を提供します。

特に、従事する者の日々の体調チェックはもちろん、出勤前、出勤直後の検温と記録を行い、風邪症状の早期発見・予防、蔓延防止を行います。

入居者、施設職員に体調不良者が出て、感染対策が必要と判断された場合は、事前に取り決めた感染対策を速やかに行い、感染防止に努めます。

次に、楽しみのある食事提供に努めます。行事食や選択食、MISON ランチ、おやつレク等を盛り込んだ年間行事予定を策定し、季節感あふれる楽しみのある食事とすることが出来るように、工夫をします。新しいメニュー、食べやすい献立となるよう、アンケートを実施し意見を反映していくようにします。

最後に、健康維持、疾病予防、持病進行防止を目指して、施設の栄養所要量に基づく献立を作成し、必要な栄養を摂れるように、各入居者にあった食形態となるよう日々観察、検討していきます。献立の見直し、食形態にあった食事となるよう再考察を行い整備していきます。エネルギー、塩分、水分等の制限が必要な入居者に対しては、医師の指示に基づき、無理なく制限していくように対応します。水分については適正水分量が確保出来るように、種類・形態を工夫して無理なく摂取できるように支援します。

以上の事を「栄養ケア・マネジメント」に基づいて栄養ケア計画に反映し、しっかりと実施して管理栄養課の目標を達成していきます。

<短期入所生活介護事業の運営について>

本会の短期入所生活介護事業(介護保険事業者番号 1473500732)においては、ショートステイ陽のあたる丘 MISONO と称し、利用定員 20 名のユニットケア(個室 10 部屋が 1 ユニット) サービスを提供いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応として、基本的な感染予防対策の徹底と送迎時の検温測定、うがい、手指の消毒、マスク着用(可能な方)、利用中の毎日の体調確認(1 日 2 回の検温)の実施を継続し、発熱等の症状がある場合は、速やかな受診や帰宅していただく等の対応をしていきます。また今後、感染症対策緩和の取組が進められた場合には、感染対策を低減させる方策を講じていきます。

空室情報やレクリエーション等のイベント情報を各居宅支援事業所へ発信し、定期的に居宅介護支援事業所(介護支援専門員)との情報交換を行い、より良い信頼関係を構築と新規利用者の確保に努めています。自宅での普段の生活を勘案した個別支援計画に基づき、利用者に寄り添い統一されたサービスを提供していきます。援助は過剰または不足にならぬ様十分配慮し、定期的な見直しを行っていきます。新規のショートステイ利用者に対しては、利用中の様子を担当介護支援専門員や家族に伝え、次回以降もより快適に過ごすことができるよう退所後には聞き取り調査を行っていきます。また苦情などの改善事項がある場合は、施設内ショートミーティングで検討し、迅速に改善を行っていきます。

担当者会議には積極的に参加し、利用者の情報について看護師および介護職員に的確に伝達をし、事故防止に努め、体調の急変時には迅速な対応ができる体制づくりに努めています。

<居宅介護支援事業の運営について>

本会の公益事業である居宅介護支援事業（介護保険事業者番号 1473500930）においては、居宅介護支援センターMISONOと称し、要介護、要支援の認定を受けたご利用者に対し、意思や人格を尊重し、利用者の選択に基づき、保健医療サービス及び福祉医療サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公平中立な立場で適正な居宅介護支援を提供するよう努めます。

- ① 地域（栄区並びに近隣区）のご利用者に対して安心して在宅生活が送れるよう支援していきます。
- ② 多様なニーズに応えられるよう介護支援専門員は研修や勉強会に参加し知識を高め、地域の利用者へ還元していきます。
- ③ 最期まで在宅で過ごすご利用者が増える中、その目的を果たす為、居宅介護支援は中心的存在となります。医療・福祉を適切に活用し、ご利用者やご家族の意向に応えられるように支援していきます。
- ④ 今年度は更に併設事業所（訪問看護ステーション）も開設され、居宅介護支援事業の人員を増員します。（3月末までに常勤5名）

3月16日より常勤事務員の入職により居宅介護支援専門員1名に対し、5名の受け持ち増員が可能となります。（39名→44名）それに伴い、事業所を移転し、更なる居宅介護支援事業の拡大に向けて取り組んでいきます。

同法人でも多様なサービスを提供し、在宅生活を支援していきます。

<Day さーびす MISONO かまくらみちの運営について>

本会の第2種社会福祉事業 老人ディサービス事業（介護保険事業所番号1473501318）において「Day さーびす MISONO かまくらみち」と称し介護保険法の理念に基づき、利用者の意志及び人格を尊重し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、利用者が住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう通所介護事業所として支援していきます。

本年度も安心、安全な事業運営が安定した運営に繋がるため、職員の健康管理を行い利用者様の感染予防対策の徹底を行い、全職員で共有し取り組んでいきます。通所介護の担う役割は「共生社会の実現の担い手」とされています。健康な毎日を過ごす為にディサービスへ通う習慣を身につけることや、日ごろの健康観察、早期の身体の異変の観察、ご利用者お1人おひとりに合わせた機能訓練の実施、最期まで自宅で過ごすための柔軟なサービスの提供などさまざまなニーズに合わせた対応が求められています。当事業所としても職員は知識や技術は勿論のこと接遇など身についていけるよう職員同士の疑問に思ったことなど意見交換ができる機会を設け、オンラインなどの外部研修への参加に努めています。

今年度も積み重ねてきた信頼を大切にご利用者、ご家族、居宅介護支援事業所などの関係機関と丁寧に向き合い、地域の皆さんにも信頼される運営に努めています。